

平成28年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員会
参加委員	◎佐藤論征 ○松尾 卓 原 栄一 古市順子 尾島 勝 小林隆利 深井武文

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

これまでの都市計画は、高度成長期を背景に人口増加や市街地の拡大に対応して、土地利用をコントロールしていくことに重点が置かれていたが、急激な人口減少と高齢化に直面する現在、持続可能な都市づくりに大きく方向転換をしなければならなくなっている。そのような中で、上田市においては立地適正化計画の策定などを実施し、都市計画を大きく見直す時期になっている。先進地である秋田市の取り組みを視察し、今後の上田市の都市計画の参考とする。

2 実施概要

実施日時	視察先	秋田県 秋田市
平成28年7月19日(火) 13時45分～15時10分	担当部局	都市整備部 都市総務課、都市計画課
視察事業名	秋田市総合都市計画における取り組みについて 市民が決める独自の「まちづくりルール」について	
報告内容	<p>1 視察先の概要</p> <p>佐竹藩の城下町として栄えた県都。県中央部に位置し、東に出羽山地、西に日本海が広がる。県人口の3割、県内総生産の3分の1を占める北東北の拠点中核都市である。</p> <p>平成16年度から第13次総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」をスタートさせ、人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけ、元気な秋田市づくりを進める。</p> <p>平成12年7月に中心市街地再開発事業として進めてきた「エリアなかいち」が完成し、平成13年4月に、東北唯一の公立美術系4年制大学となる「秋田公立美術大学」が開業するなど、芸術・文化を生かしたまちづくりを進めてきている。</p>	



今年新築された秋田市役所



秋田市役所庁舎吹き抜け

2 視察先の特徴

昭和 32 年に全国に先駆けて総合都市計画を策定し、計画の策定を重ねながら都市基盤の骨格を形づくってきた。平成 13 年策定の第 5 次秋田市総合都市計画では、コンパクトな市街地形成を目指しまちづくりを推進してきたが、平成 17 年の市町合併、人口減少と少子高齢化の進行、自動車交通への依存、環境負荷の増大、財政制約の高まりなど、近年、都市経営をめぐる社会経済情勢が大きく変化してきており、社会経済情勢の課題に対応すべく第 6 次秋田市総合都市計画を策定したところである。また、建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特徴にふさわしい良好な環境の創出、保全するために定める計画である地区計画制度を制定しており、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細やかな計画制度として位置付けている。



エリアなかいち

3 視察事項について

秋田市の計画では、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、市域を 7 つの地域に区分し、各地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ相対的に定めている。

また、まちづくりルール（地区計画制度等）の積極的な活動を推進しており、住民合意形成に基づくまちづくりルールを活用した良好な環境形成を図っている。

【地区計画制度の特徴】

① 地区レベルの総合的かつ詳細な計画制度

地区計画は、地区を単位として公共施設、建築物、土地利用に関する事項を一体的、総合的に一つの詳細な計画として定めている。

② 住民参加のまちづくりを目指す手法

地区計画は、計画策定段階から地区住民等の意向を十分に反映することを義務づけた住民参加型のまちづくりを目指す手法で、都市計画法では申出制度や提案制度などが用意されている。

	<p>③ 市町村主体の都市計画制度 地区計画は、地域と密接な関わりがあるので、計画の策定とその実現にあたっては、市町村が主体となる都市計画制度になっている。</p> <p>④ 計画内容の自由度(メニュー方式) 地区計画制度は、多様な市街地にきめ細かく対応するため、地区計画として定める内容や、実現するための規制手段を地区の状況に応じて選択できるメニュー方式になっている。</p> <p>⑤ 独自の事業手法を持たない 地区計画制度は、独自(固有)の事業手法を有しておらず、計画内で発生する個別の開発・建築行為を地区計画に沿って誘導することで、計画の実現を図っている。</p> <p>⑥ 規制手段が選択できる(二段階方式) 計画内容の担保手段が弾力的で、一般的には届出・勧告という方法による行政指導方式がとられているが、これだけでは計画の目的が達成できないとする場合には、建築物に関して定められた事項を、市町村条例によって建築基準法の制限とすることができ、建築確認の際の審査基準になる。</p> <p style="text-align: center;">【ルール設定のイメージ】</p>
<p style="text-align: center;">考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p>	<p>秋田市においては、コンパクトシティ構築に向け、全国に先駆けて取り組んでいたが、10年程前にはイメージすらわからない状況で、実現には長期的に進めざるを得ない状況であった。そのような中、市町合併などを経て、少子高齢化など近年社会情勢も急激に変化が進み、住民主体のまちづくりが必要であるとの考えに至った。住民主体のまちづくりを誘導するため、まちづくりを行政が住民におしつけるのではなく、地域の魅力を住民に気付かせる取り組みを行政が支援する方針に切り替えた観点は上田市が非常に学ぶべき点であった。具体的には、まちづくりルール(地区計画制度等)を設け、地域住民の意見が都市計画に反映できるような仕組みづくりは非常に参考となるべき点で、地域のことを最も良く知る地域住民の声が都市計画に反映できるとともに、地域住民がまちづくりを住民の問題として捉えるきっかけとなる点が非常に効果のある取り組みであり、上田市も参考とするべき点である。</p>

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

平成28年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員会
参加委員	◎佐藤論征 ○松尾 卓 原 栄一 古市順子 尾島 勝 小林隆利 深井武文

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

合併して10年、市が進める地域内分権は最終ステージを迎え、各地でまちづくり準備組織（地域経営会議）により、住民自治組織の設立に向けた準備が進められている。行政が主導してまちづくり組織の単位や予算制度を示してスタートした地域自治組織の取り組みについて先進地を視察し、上田市の地域分権確立に向け、参考とする。

2 実施概要

実施日時	視察先	秋田県 横手市
平成28年7月20日（水） 9時25分～10時54分	担当部局	まちづくり推進部 地域づくり支援課
視察事業名	地域づくり協議会について 「地域づくり計画」・「元気の出る地域づくり事業」の概要について	
報告内容	<p>1 視察先の概要</p> <p>平成17年10月1日、近隣8市町村（横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村）が合併し、秋田県第二の人口規模の横手市が誕生した。秋田県南部の奥羽山脈や出羽丘陵等の囲まれた横手盆地の中央に位置している。面積692.80km²、人口93,816人、世帯数34,394世帯（平成28年3月末）、市内には一級河川の雄物川や横手川が流れ、美しい田園風景が広がる。四季の変化に富み、寒暖の差が大きい気候と肥沃な土壌は多様な作物の育成に適しており、日本でも有数の穀倉地帯。冬の伝統行事「かまくら」に象徴されるように日本海側有数の豪雪地帯として知られている。（平均的な積雪深は約110cm。昭和48年には259cmを記録した。）江戸時代には秋田藩（佐竹氏）の南部における交通の要衝として商業面でも大いに栄えた。</p>  <p>2 視察先の特徴（背景と経過）</p> <p>市町村合併に向けた協議の中で、</p> <p>①合併後の行政運営の激変緩和策が必要</p>	

②「地域の声が行政に届かなくなるのでは」という住民の不安解消を目的として、平成21年度末までに地域自治区を導入することを決定。

STEP.1 地域協議会を設置。

平成19年に地方自治法に基づく「地域協議会」を旧8市町村単位に設置し、各地域協議会で話し合われた地域課題を解決するため、ハード事業と各地域の特色を生かす取り組みとしてソフト事業に対して1億円を配分して支援を行った。

目 的：地域の個性と自主性が発揮され、より豊かで幸せを感じられる社会の実現を目指し、地域の力を育む機運を醸成すること。

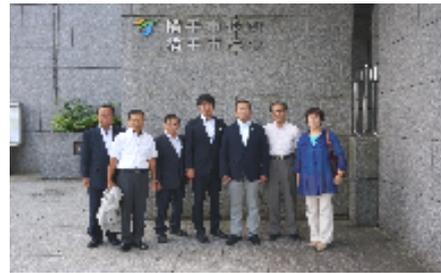
活動内容：①地域課題の洗い出し、課題解決に向けて協議 ②様々なソフト事業の実施 ③市からの諮問事項の審議

結 果：地域協議会が中核となって機能し、地域と行政の連携体制が構築され、市民の参画と協働が進んだ。また合併に向けた協議の中で出た住民の不安は解消につながる仕組みの土台になったと捉えた。

3 視察事項について

STEP.2 地域づくり協議会の発足。

平成22年4月、地域協議会に代わる新たな組織として、旧市町村単位の8つの地域に「地域づくり協議会」を設置。第一期として各協議会で平成23年度から平成25年度までの地域づくり計画を策定した。



※各地域には旧町村単位の中学校区に「地区会議」が設置されている。地域課題への取り組み意欲を高め、協働・参画意識の醸成、地域自治力の向上を図るため、地域づくり計画に基づいたソフト事業を「元気の出る地域づくり事業」と位置付け、総額2億円の予算を確保した。地域づくり協議会が立案した事業案は、横手市議会への提案⇒承認により、次年度、実現されることが大きな特徴。

(1) 主な役割

項目	内容
諮問事項の審議	市長や市の機関から諮問された事項や地域の関わる重要な計画の策定・変更、公共施設の設置・変更・廃止等について審議し、市長に対して意見を述べること。
地域づくり計画の策定・見直し	「地域づくり計画」(3カ年)の見直しに関する協議と必要に応じて修正を行うこと。
元気の出る地域づくり事業の企画・立案	各地域独自の施策となる「元気の出る地域づくり事業」における実施内容を審議し、市長に提案すること。

項目	内容
その他の協議	地域づくり協議会が必要と認める事項や地域内における課題等について協議し、市長に提案し、協議会が主体となって事業を推進すること。

(2) 地域づくり協議会の委員構成

①委員の任期は1期2年

地区会議から推選された者・主な団体から推選された者・見識を有する方・応募した方から構成されている。

②委員の定数については各地域づくり協議会で決定するものとし、各地区15～18名となっている。

(3) 第二期の活動

第二期の期間を平成26年度から28年度の3ヵ年とし、平成26年3月に「地域づくり計画」を策定。計画の策定にあたっては、前期の実施事業について評価・検証を行うとともに、これまでの計画内容（趣旨や目的）に振り返り、総括を踏まえて策定するものとした。

年度途中で新たな事業を企画・立案する際、地域づくり計画に基づいて実施する必要があるものとし、地域づくり計画が事業実施にあたっての根拠とする。

計画の内容については必要に応じて随時検知鶴を行うこととしており、修正を加えながら、様々な事業が実施されている。

尚、計画の策定や変更、実践、進行管理は委員と事務局（地域局職員）が緊密に連携している。

(4) 地域づくり協議会の予算について

①元気の出る地域づくり事業

地域の特性を活かしたソフト事業を「元気の出る地域づくり事業」としている。

区分	総額	横手	増田	平鹿	雄物川
事業費	144,386	16,013	22,829	17,253	17,089
運営費	4,673	606	548	606	606
予算額	149,059	16,619	23,377	17,859	17,695

(単位：千円)

大森	十文字	山内	大雄
21,169	16,641	17,056	15,350
600	600	510	597
21,769	17,241	17,566	15,947

※運営費は委員への報酬や事務費。

支援課としても986千円の予算が組まれている。なお、ハード事業は別枠で「地域の安全安心対策事業」として実施。

②地域の安全安心対策事業（第二期地域づくり計画に基づく H26～28年度のハード事業）

区分	総額	横手	増田	平鹿	雄物川
事業費	20,000	3,050	2,450	2,450	2,450

（単位：千円）

大森	十文字	山内	大雄
2,450	2,450	2,350	2,350

（5）地区会議について

①目的：地区会議は市町村合併後においても充実した地域体制を残していくために、「市民感覚から始まる行政の構造改革」、「住民と市政の双方向対話自治」をテーマとし、住民の自治運営を前提としたコミュニティ組織の設立を図ることを目的とし設置されました。

②地区会議の単位：住民が主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、町内会等をさらに拡大した形として、概ね旧市町村の小学校単位を基本とする36地区に設置しました。

③平成28年度予算（いきいき地域づくり支援事業費）：ソフト事業に対する補助金7,600千円（1地区会議当たり200千円）、ハード事業の要望に対応するため22,800千円と事務費541千円を合わせた30,941千円を確保し、財政的な支援を行っている。

区分	総額 (36)	横手 (9)	増田 (4)	平鹿 (5)	雄物川 (5)
ソフト	7,600	1,800	1,200	800	1,000
ハード	22,800	6,510	1,960	3,570	2,640
運営費	541	157	44	70	70
予算額	30,941	8,467	3,204	4,440	3,710

（単位：千円）

大森 (4)	十文字 (4)	山内 (4)	大雄 (2)
800	800	800	400
2,030	3,290	1,470	1,330
60	70	35	35
2,890	4,160	2,305	1,765

地域の下の（ ）内の数字は地区会議の設置数

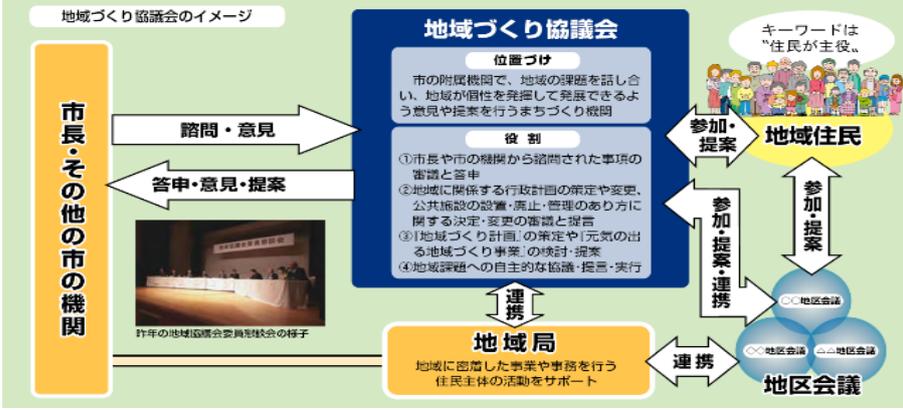
※ハード事業予算額は、均等割、標準財政規模、人口割を元に合併協議会で決定された普通建設事業費の配分率により決定した数値

④市職員地区担当制度

各地域に住む職員が積極的に地区会議に参加し、市民とのパイプ役を担う制度として人的な支援を行っている。

⑤地区会議の課題

・小学校の統廃合により、地区会議の範囲を見直すことが必要になったという指摘がある。

	<p>・ 地区会議は町内会・自治会よりも大きい単位の組織なので、一体感の醸成が難しいという声がある。</p> <p>(6) 地域づくり協議会のイメージ図</p>  <p>The diagram illustrates the structure and interactions of the Regional Planning Council (地域づくり協議会). It is positioned between the City (市長・その他の市の機関) and the Regional Office (地域局). The Council's role includes reviewing and responding to proposals from the City, and proposing and implementing regional planning projects. It also facilitates communication and coordination between Regional Residents (地域住民) and District Councils (地区会議). The Council's role is defined as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置づけ (Positioning): A platform for dialogue between the City and the Region, where the Region can express its opinions and proposals to develop the area. 役割 (Role): <ol style="list-style-type: none"> Review and response to proposals from the City or other municipal organizations. Review and proposal of administrative plans, public facilities, and management measures related to the region. Review and proposal of regional planning projects. Review and implementation of regional planning projects. <p>Key relationships include: <ul style="list-style-type: none"> 市長・その他の市の機関 (City and other municipal organizations): Provides input and receives responses. 地域住民 (Regional Residents): Participates in proposals and receives information. 地域局 (Regional Office): Supports regional activities and coordinates with the Council. 地区会議 (District Councils): Participates in proposals and receives information. </p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>考 察</p> <p>(まとめ: 市政に活かせると思われる事項等</p>	<p>市政に活かせる視点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合併協議の段階で地域へ予算配分をする根拠として普通建設事業費の配分率などの数値を用いることを想定していたこと。 ② 第一段階の地域協議会での取り組みを検証し、第二段階の地域づくり協議会の目的や役割が明確に設定されている。 ③ 合併直後から地区会議（小学校単位）を設置し、住民の地域づくりや市政へ参画・協働する基本的な取り組みを行っている。さらに新たな住民自治組織（地域づくり協議会）を設置する際の基本組織として位置付けられて入る。 ④ 現在までの取り組みは早い段階からしっかりとしたビジョンがあったことがうかがえる一方、住民の意見を取り入れ、柔軟な対応をしてきたと捉えることができた。 ⑤ 予算措置について、ソフトとハードの事業を最小组織である地区会議に割り当てていることは特徴的だと感じた。 ⑥ 住民自治組織の設置範囲や役割、予算は行政側があらかじめ示して、活動する中で課題を見出し、再編していくことも、地域住民にとっても大きな気づきや啓発につながるのではないかと。 ⑦ 各組織において中心となる人材の育成が必要なことは共通の課題。こういったノウハウを見つけて蓄積することは、地域の活性化を継続的に行っていくために重要である。 ⑧ 地域のあり方と地域の独自性ある取り組みの整合性が求められる。 ⑨ まちづくりに関わる組織と市議会議員のかかわり方や役割を明確にすることが必要と考える。
-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

平成28年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員会
参加委員	◎佐藤論征 ○松尾 卓 原 栄一 古市順子 尾島 勝 小林隆利 深井武文

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

現在、上田市では消防団の団員確保に苦慮するなかで、過去に二度にわたる大火の経験をもつ能代市では、機能別団員をはじめ、消防団員確保推進員の活用など様々な団員確保の取り組みを行っている。また、少年消防団を設置して少年期から地域消防活動の普及・啓発と将来の人材育成を図ってきている。これまで実践されてきた能代市の消防行政全般の取り組みを視察し、今後の上田市の消防行政の参考とする。

2 実施概要

実施日時	視察先	秋田県 能代市
平成28年7月21日(木) 9時10分～10時56分	担当部局	総務部 総務課防災危機管理室
視察事業名	消防団員確保の取り組みについて 能代市少年消防団について	
報告内容	<p>1 視察先の概要 平成18年3月旧能代市と山本郡二ツ井町が合併し、現在の能代市が誕生した。本市は秋田県の北西部に位置し、面積426.95km²、人口555,574人、24,581世帯、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する1級河川『米代川』が市域の中央を東西に流れ、日本海にそそいでいる。下流部には能代平野が広がり、その両側の部分が農地として活用されています。四季の移り変わりが明瞭であり、対馬暖流の影響から、年間に平均気温は10度前後と温暖だが、冬は低温で日本海特有の北西の強い季節風が吹き、公設日数は平均70日程度となっている。</p> <p>2 視察先の特徴 (1) 合併に伴う消防団の統合の経緯 旧能代市と二ツ井町との合併協議により、両市町の分団等の組織はそのまま訓練、行事等の運営方針や地域性を尊重し、「能代市連合消防団」としてスタートした。 旧能代市は、能代連合市消防</p>	



団能代消防団 1本部 18分団、定員 640名、旧二ツ井町は能代市
 連合消防団二ツ井消防団 1本部 7分団、定員 272名、平成 21年 4
 月 1日より能代市消防団に統合 1本部 24分団、定員 850名へと
 組織編成された。

- ① 団員は基本団員と機能別団員で構成されている
- ② 基本団員の内、ラッパ隊 14名、纏い振り隊・木やり隊 13名が
 編成されている。

※機能別団員とは昼間の火災や大規模災害に限定して活動に従事
 する消防団員。市内に居住・勤務している者を対象としており、主
 に市の職員が所属している。

- ③ 女性消防団員については現在 12名が所属。(全消防団員の
 1.7%) 春秋の防火週間に実施する高齢者宅の防火訪問などの予
 防活動と火災現場や訓練などの後方支援、式典の補助を行っている。
 全国的には年々増加する傾向にあるが、能代市では毎年入団
 するには至らない。

(2) 上田市と能代市の比較

	上田市	能代市
面積	552.04 k m ²	426.65k m ²
人口	159,312 人	55,574 人
一般会計予算	68,666,950 千円	28,587,000 千円
消防費・割合	1,857,269 千円	1,368,892 千円
条例定数	2,270 人	850 人
実団員数	2,139 人	703 人
充足率	94.0%	82.7%
平均年齢	34.6 歳	46.5 歳
ポンプ自動車	21 台	11 台
小型ポンプ普通積載車	25 台	11 台
小型ポンプ軽積載車	56 台	18 台
その他車両	11 台	3 台
小型ポンプのみ	なし	60 台

(3) 団員数・定員充足率について

統合してから定数の見直しをしておらず、850名を維持してい
 るが団員数はほぼ毎年減少し、充足率も低下している。

- (充足率) 全国平均 92.8%
- 秋田県 88.7%
- 能代市 82.7%
- 上田市 94.0%

統合を機に組織が編成され、分団長以下に 65 歳定年制を導入
 したため、3月 31日付で退職者する団員がおり、年度初めは充足
 率が少し下がった。平成 23年 9月に機能別団員をあらたに加え、
 充足率は 89.1%に上昇したが、その後は低下が続いている。

(4) 能代市消防団員の報償金

団 長	69,300 円	副 団 長	56,900 円
分 団 長	38,900 円	副分団長	31,600 円
部 長	23,200 円	班 長	21,300 円
団 員	19,200 円	機能別団員	6,400 円

3 視察事項について

(1) 消防団員確保の取り組み

① 広報誌等で団員募集

団員募集とともに消防団活動を紹介。

② 機能別団員制度導入（平成 23 年 9 月条例・消防団規則改正）

現在 35 名（消防団の定年退職者、市の職員が主な人員）

③ 消防団員確保推進員（平成 20 年 3 月 26 日要綱制定）

推進員の職務

・ 消防団員の勧誘活動・消防団活動の紹介・入団希望者の情報提供及び推薦（自治会長、消防団 OB）

現在、推進員 27 名、推薦実績 3 名

④ 消防団協力事業所表示制度

能代市の消防団に積極的に協力している事業所、その他の団体を消防団協力事業所と認定。消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実・強化等、一層の推進を図る。

表示証の有効期間：2 年間

事業所の推移：

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業所数	7	13	16	17	17	17

(単位：社)

H26	H27	H28
18	18	17

⑤ 消防団協力事業所報奨金制度

団員確保と団員が活動しやすい環境づくりを目指し、消防団活動に積極的に協力している事業所等に報償金を支給。事業所等の消防団活動への協力体制を支援する。

支給対象：法人、または市内に住所がある個人事業主。

支給要件：

- ・ 消防団協力事業所表示制度による認定を受けた事業所が市内にあること。
- ・ 消防団員である労働者を 3 人以上雇用していること
- ・ 市税等を完納していること
- ・ 特別徴収義務者としての義務を果たしていること

報償金額：

消防団員である労働者 1 人につき 1 万円（1 事業所につき年度ごと 10 万円を上限とする）

※年度の末日までに支給申請に必要な書類を提出すること

報償金の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
事業所数	8	7	7	8	7
報償金	470,000	440,000	450,000	470,000	440,000

(単位：社、円)

H26	H27
6	7
400,000	430,000

各制度や取り組みを開始してから7年を経過し、これらの制度に浸透は図られたが、経済状況やが厳しい中、従業員数が少ない事業所には就業時間内に従業員が消防団活動に従事することへの理解を得ることは今後の課題とのことです。

今後の取り組みとして

- ① 事業所に対し、消防団協力事業所の各制度を周知していく。
- ② 消防団員が地域行事に積極的に参加することで消防団の魅力や必要性をアピールし、地域における消防団の重要性を理解してもらう。
- ③ 消防団協力事業所を増やしていく。

(2) 能代市少年消防団

① 少年消防団設立の背景と経緯

平成19年9月、平成21年7月の豪雨災害により、大きな被害が発生。消防団員が土嚢積み等の水防工法の実施だけでなく、避難の呼びかけや安否確認、逃げ遅れ者の確認など、地域に密着した様々な活動を展開。そんなことから地域消防の大切さを再認識し、今後も人材の育成が必要と考え、平成22年に少年消防団を設立。

※設立にあたり、少年消防クラブ活性化を目的に文科省とその他関係団体が参加して設置された「少年消防クラブ活性化推進会議」が行った「モデル少年消防クラブ」の選定を受け、資器材の支援を受けた。

② 活動状況

- ・ 月1回、規律訓練、消化器取り扱い訓練、救急訓練、放水訓練を実施。
- ・ 消防署の防火イベント「119消防ふれあい広場」へ参加。
- ・ 消防出初式の分列行進へ参加。
- ・ 平成23年郡市・秋田県の消防操法大会において軽可搬ポンプ操法を披露。
- ・ 平成24年岩手県で開催された少年消防クラブ交流会参加。
- ・ 平成25年東京ドームで開催された消防団120年・自治体消防65周年記念大会に参加。

③ 団員数の推移

平成22年結成時には小学生8名(男6名、女2名)でスタートし、平成24から26年には中学生も入団し20名を確保してい

	<p>た。その後、小学生の団員が中学生になり、新たな小学生の入団が少なく、平成 28 年には 8 名となった。</p> <p>④団員の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を通じて市内 19 の小中学校と各家庭に通知。 ・団員を通じて勧誘。 <p>⑤少年団員の意識</p> <p>消防団員であるとの自覚が芽生え、防火イベントの際、自分の分担に一生懸命取り組んで入る。</p> <p>⑥今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが少なく、知名度が低い。 ・地元分団行事にも参加する等、積極的な連携を行っていくこと。
<p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等</p>	<p>市政に活かすための視点</p> <p>(1) 消防団員定数について</p> <p>市内の各地域で分団拠点整備が進められていることや、新たな車両配備計画が進められていること等も考慮し、適正な定数についての議論を行うこと。</p>  <p>(2) 機能別消防団員について研究すること。</p> <p>(3) 上田市消防団協力事業所表示制度の更なる周知と消防団活動への理解を深めていくこと。協力事業所が実質的なメリットが受けられる施策について研究すること。</p> <p>(4) 上田市学生消防団活動認証制度の周知と効果的な団員の確保・増員についての取り組み</p> <p>(5) 消防団報酬の引き上げ</p> <p>(6) 消防団員応援シヨップ制度の周知や浸透を図る取り組みと参加事業所を増やしていくこと。</p> <p>(7) 消防団員確保推進員制度の導入に向けた研究・検討を進める。</p> <p>消防団員確保推進員として消防委員の役割を明確にし、活動しやすい環境づくりを行うこと。</p> <p>(8) 自主防災組織に対して地元消防団・団員の参画・協力体制の構築。</p>

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと